政治活動用事務所を表示する立札・看板類の設置上の注意事項

小林市選挙管理委員会

１．掲示できる立札・看板類の総数（公職選挙法施行令第110条の5）

◎　**公職の候補者等**が掲示できる枚数・・　　**６枚** まで

◎　**後援団体等**が掲示できる枚数・・・・　　**６枚** まで

※ 同一の候補者に係る後援団体が２以上あるときは、そのすべての団体を通じて上記の総数以内となります。

※ 日常の政治活動の中で公職の候補者等の氏名や氏名が類推できる事項を掲示することは禁止されています。ただし、公職の候補者や後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板を掲示する場合は、市選挙管理委員会に申請することで掲示するとができます。

※ 他の選挙で証票の交付を受けている場合、市選挙管理委員会へ返還等の手続きをしてください。

※ 選挙運動期間中に、新たに立札・看板類を設置（掲示）することはできません。

２．立札・看板類の総数の制限（公職選挙法第143条第16項）

（１）１箇所の事務所に掲示できる立札・看板類は、候補者用・後援団体用それぞれを通じて２枚以内です。

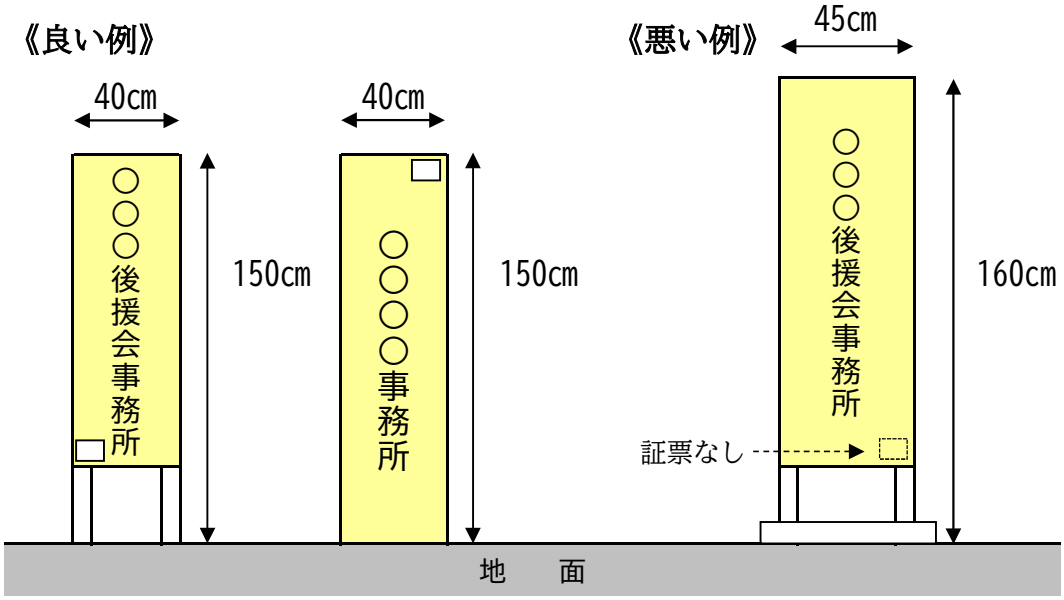
（２）看板等の両面を使用する場合は、１枚の看板であっても、表・裏で計２枚の看板とみなします。なお、立体的なものは認められません。（例：Ｖ字、円錐形）

３．立札・看板類の規格等（公職選挙法第143条第17項）

（１）大きさ・・・・・　１５０㎝×４０㎝ 以内

- 足を付ける場合は、その足の部分も含みます。
- 縦長・横長はどちらでも構いません。

（２）中に電灯を入れたあんどん形式のものや広告塔のようなものは、設置できません。



□･･･証票を貼付（有効期限に注意）

４．記載内容、掲示方法について

（１）立札・看板等の記載内容が選挙運動にわたるものは掲示できません。
【例】「市議会議員選挙**立候補予定者**事務所」、「市議会議員**候補者**後援会連絡所」

（２）事務所（連絡所）を表示する必要があります。

（３）**立札・看板類には、証票の貼付が必要です。**

● 事務所の立札・看板類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会の交付する証票を貼付しなければなりませんので、看板等を設置する場合は、事前に「証票交付申請書」（様式第7号または第8号）を市選挙管理委員会に提出してください。

（市長用）白：候補者等用　黄：後援団体用

政治活動用事務所 令和12年10月31日まで有効 小林市選挙管理委員会 Ａ　No．０１－１	政治活動用事務所 令和12年10月31日まで有効 小林市選挙管理委員会 Ａ　No．０１－１

（市議会議員用）白：候補者等用　黄：後援団体用

政治活動用事務所 令和12年10月31日まで有効 小林市選挙管理委員会 Ｂ　No．０１－１	政治活動用事務所 令和12年10月31日まで有効 小林市選挙管理委員会 Ｂ　No．０１－１

● 選挙管理委員会が発行する証票の有効期限は、**４年間**となっています。

● 引き続き立札・看板類を掲示される場合は、期限の切れる前に選挙管理委員会に申請書を提出し、新しい証票の交付を受けてください。

５．違法な設置

（１）証票の貼付のない立札・看板類は、公職選挙法に基づき、撤去あるいは除却の対象となります。

（２）証票の貼付した規格内の立札・看板類であっても以下のものは違反となります。

○ 証票の有効期限の切れているもの

○ **事務所の実態のない場所（例：農地、空き地等）**に掲示してあるもの

※ 公職選挙法第143条第16項第１号の規定により、「立札及び看板の類で政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示されるもの」と明記

※ 当該候補者等または当該後援団体が、政治活動のために使用する事務所として選挙管理委員会へ届け出た建物の入り口付近に建てるべきであり、届け出た以外の場所や事務所としての実態のない場所、街角、公道敷、自動車等については掲示できません。

６．その他

（１）申請書に記載した掲示場所等を異動するときは、「証票異動届」（様式第11号または第12号）を速やかに市選挙管理委員会に届け出てください。

（２）証票が汚損若しくは破損したため使用できなくなったとき又は紛失若しくは盗難にあったときは、市選挙管理委員会に「証票再交付申請書」（様式第9号または第10号）により再交付の申請をしてください。

（３）交付されている証票の選挙の種別を変更するときや立礼・看板等を掲示する必要がなくなったときは、市選挙管理委員会に「証票返還届」（様式第13号または第14号）により申し出てください。

７．罰則規定

立札・看板類を違法に設置している場合、公職選挙法第243条により、**２年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金**に処されることがありますので、ご注意ください。